

住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

足寄町物価高騰対応重点支援給付金（子ども加算分） （5万円/児童1人あたり）のご案内

- この給付金は、物価高騰による影響が特に大きい低所得世帯（住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯）の子育て世帯を支援する給付金です。
（※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用）
- 給付金を受け取るためには、**手続きが必要な場合**があります。
- 本給付金は差し押さえ禁止等及び非課税対象です。

給付金の支給額

児童1人あたり5万円

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

以下の給付金の申請・受給権者で、基準日（令和5年12月1日）に18歳以下の児童を扶養している方（※平成17年4月2日以降に生まれた児童が対象です。）

- 足寄町物価高騰対応重点支援給付金（1世帯あたり7万円）
- 足寄町物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）（1世帯あたり10万円）

「足寄町物価高騰対応重点支援給付金」
（1世帯7万円）を受給済みの世帯
もしくは
「北海道低所得世帯臨時特別給付金」
（住民税均等割のみ課税世帯）（1万2千円）
を受給済みの世帯

- ・令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる場合
- ・別世帯だが扶養している児童がいる場合
（例）子どもが寮に入っていて別世帯となっている

支給のお知らせが届きます

※原則手続きは不要です

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

期限：令和6年8月31日（土）消印有効

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

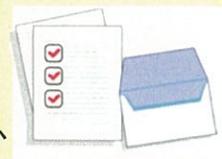
給付金の支給手続き

I 給付金の支給のお知らせが届いた世帯

- 「給付金の支給のお知らせ」に記載の振込口座で給付を希望する場合
→**手続きは必要ありません。**

当該お知らせに記載されている振込日に振込みます。

- 振込口座の変更を希望する場合や給付金の支給を辞退する場合は、同封した「受給拒否の届出書」、「支給口座登録等の届出書」を提出してください。



II 申請が必要な世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類（本人確認書類、口座確認書類）と一緒に町福祉課窓口を持参するか郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯等に対する給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



足寄町役場 福祉課 福祉担当

0156-25-2216

受付時間 平日8:35~17:05